

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その29）

招集年月日時刻及び場所

平成18年2月10日（金） 午前9時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

## 会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

開会時刻 午前9時18分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、これまでの本委員会における証人尋問を踏まえた論点整理を行います。

これより、本委員会に付託されました調査事件について、調査を行います。最初に、付託事件の3番目の項目、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、順次発言を願います。

竹内委員 それでは私から、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項に関して、下記の内容について事実認定を行うよう提案をさせていただきます。

それではまず事実認定でございますけれども、1、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、当委員会は、これまで総務委員会等で明らかとなった各種審議会委員や県職員との懇親会費用を、知事後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」(以下「しなやか会」)が負担していた問題や、ホテルで行った県職員の人事作業費用も「しなやか会」が負担していた問題について、県や「しなやか会」に提出を求め提出された記録の精査や、懇親会や会合等に出席していた関係者、「しなやか会」の幹部や会計責任者を証人として尋問した。その結果、「しなやか会」が経費を負担した懇親会やホテルでの人事作業の年月日や会場、出席者、会食費用、その後の返還者等、確認できたことは以下のとおりであるということで、知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇親会については7件。これは議事録その他、提出されました記録から明らかでございますので、7件ということだけ申し上げて省略をさせていただきたいというふうに思います。

それから3ページでございますが、知事後援会費用を使つての県職員等との懇親会については、以下4件ございました。それから3のホテルでの人事等につきましては、記載のとおり7件確認がされております。以上認定をお願いしたいと思います。

次に、問題点の事実認定でございますけれども、以上、百条委員会へ提出された記録や証人への尋問から、明確となった事柄をまとめたが、当委員会として下記の事項について問題点を指摘したい。

1、知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇親会についての指摘。(1)各種審議会委員との懇親会費を知事後援会が負担した事例についてということで、なぜ「しな

やか会」が費用を負担したのか。各種審議会委員との懇親会費を知事後援会である「しなやか会」が負担した事例については、これまで明らかになっただけで7件あった。この内、「本人確認情報保護審議会委員」との懇談が3回、「出資等外郭団体見直し専門委員会委員」との懇談が1回、「『長野県』調査委員会委員」との懇談が1件、「公共工事入札等適正化委員会委員長」との懇談が1回、「学識経験者や後援会事務局長等」との懇談が1回であるが、尋問からは「なぜ『しなやか会』が費用を負担したのか」は明らかとならなかった。

「本人確認情報保護審議会委員」、「出資等外郭団体見直し専門委員会委員」との懇談については、出席した委員や県職員の証言から公務性も否定できないことから、出席者に見れば費用は公費で支払われたと解釈していたと思われる。例えば、平成15年8月5日に四谷・今井屋花月で行われた「本人確認情報保護審議会委員」との懇親会に出席した宮尾弘行証人（当時総務部長）は、「岡部氏から、実はこれから委員さんに遅い夕食を差し上げるので同席してほしいという趣旨の話がありました。」（議事録第20回の42ページ）とし、「私は公務性が高いもの、公費負担かなという考え方でありました。ただ、その時間柄と言いますか、場所柄と言いますか、若干のアルコールが伴っていたという点から、これはやはり公費ではなく自己負担という考えもあるかと思えます。いずれにしても、公費か自己負担かそのいずれかであると。ですからそれ以外の方、または団体からの費用の負担を受けるということは、ちょっと私には思いもよらないこととございます。」（議事録第20回の43ページ～44ページ）と証言していることから推測できる。

しかし、「しなやか会」がこれらの会合の費用を負担していたことが明らかとなり、一部を除き出席した県職員が費用を返還する事態となったことは、後に指摘するように大きな問題である。

次、「『長野県』調査委員会委員」との懇親会費用は、初めから知事後援会が負担することが決まっていた。しかし、「『長野県』調査委員会委員」との懇親会については別のケースである。当委員会の尋問に松葉謙三証人自身が費用負担について「そういう会合を持つということについて、知事にお話ししたところ、知事が後援会から払うというふうに言われたと思います。」「知事の後援会から出されるので支払わなくても結構ですと申し上げたと思います。」「最終的には皆さんに申し上げていることは間違いございません。」（議事録第16回）と証言していることから、この懇親会の経費は会が始まる前から知事後援会が負担することが決まっており、途中、退席した醍醐委員以外には、そのことを出席した委員に知らされていた。

その結果、「田中康夫さんという、一政治家の後援会の費用負担を受けるということは、私としては、これは全くあってはならないことだと思っておりますし」「私たちの調査対象の

中に田中康夫氏の後援会の幹部の方がいらっしゃると。そういう方がいらっしゃるところから費用負担を受けるということは、これは極めて重大な問題だと私は認識しましたし、今もそう思っています。」と醍醐聰証人が証言（議事録第16回）したように、それらのことが動機となって醍醐氏が記者会見等を行い、この問題が明らかとなったという経緯を持っている。

一方、松葉謙三氏は「格別問題のあることではないというふうに思っておりましたし、現在もそう思っております。」「費用負担があったから独立性が害されるような問題ではないというふうに私は確信しております。」（議事録第16回）としているが、後に指摘するように県の重要な方向を決める各種審議会の機能を客観的な「第三者機関」どころか、知事の後援会である「しなやか会」が費用を負担することによって、後援会が県政に介入し審議会の独立性が欠けていると県民に疑問を持たれる行為と言える。

なぜ「しなやか会」の経費を使い、各種審議会委員の「接待」を行わなければならなかったのか。事前にそのことが知らされていて「飲食」する行為に何も問題はないのか。そしてその結果として、参加した委員や県職員が費用を返還する事態になっていることや、当百条委員会が設置される要素となったことは、この事例で費用を知事の後援会で負担するとした、行政の最高責任者としての田中康夫知事の責任が問われる。

「第三者機関」としての信用を失墜させた。「『長野県』調査委員会委員」との懇親会のみならず、「本人確認情報保護審議会委員」や「出資等外郭団体見直し専門委員会委員」との懇親会についても、結果的にその費用を「しなやか会」が負担していたことが明らかとなったが、このことは本来知事や行政とは独立性を保ち「第三者機関」としての機能を果たすべき審議会の信用を失墜させた行為と言える。

このことについては、醍醐聰氏が「『長野県』調査委員会委員」の費用負担の問題や「メーリングリスト」が存在した問題等も含め、証言の中で「私、霞が関の方でいくつか審議会の委員をやらせていただいて、その経験というものがすごく、こう身にしみているというか、役所というものがいかに審議会というものを、世間的な言い方をすれば隠れみのにするとか、アリバイづくりのためにやると。実態はほとんど行政ペースでやっているにもかかわらず、第三者機関という装いのもとに、第三者からの御意見という形で自分たちのやろうとすることをオーソライズされるというケースが、もう私は身にしみて体験してきたわけですね。」  
「長野県でこういうことはないだろうと思っていたんですけども、むしろ霞が関で経験したよりももっと強いというか露骨なそういう行政からの関与というものを経験いたしました。こういう状態で、私は第三者委員会というのは、文字どおり第三者の第三者たるゆえんは、その諮問した行政から独立しなければ第三者にならないわけです。」（議事録第16回）と指摘していることを重く受けとめるべきである。

また、「『長野県』調査委員会委員」との会合に関する尋問で、直前まで「しなやか会」の会計の職務代理者を務めていた方が調査対象でありながら、「しなやか会」が費用を負担することが出席した委員に伝えられた事実が明らかとなったことも、当委員会として「第三者機関」としての信用を失墜させる事例であったことを指摘したい。

公私混同の県政運営。各審議会委員と知事、あるいは県職員幹部を交えて行った懇親会費用を知事後援会が負担していたことが、当百条委員会の調査を通じて明らかとなったのは先に示した7件であるが、平成16年9月29日付の県経営戦略局がまとめた「各種審議会委員との会食を伴う会合（平成12年10月以降）」によると、他にも昼食（弁当）も含め「公費」によるもの「会費制」によるものが19件ある。その内容は「1．会議の席とは別に会合を行ったもの」として、法令・条例・要綱に基づく審議会等、公費1回・会費制8回。プロジェクトチーム（任意設置）公費2回・会費制0回。「2．会議の席での昼食（弁当）」公費7回・会費制1回というものである。

その内訳を見ると、まず「会議の席とは別に会合を行ったもの」で法令・条例・要綱に基づく審議会等では、「ものづくり産業戦略会議」2回（会費制）「スキー再興戦略会議」3回（すべて会費制）「公共事業評価監視委員会」1回（会費制）「行政機構審議会」1回（会費制）「本人確認情報保護審議会」1回（公費・職員は個人負担）「長野県出資等外郭団体見直し専門委員会」1回（会費制）である。

のプロジェクトチーム（任意設置）では、「ヴィーナスプラン県営住宅プロジェクト」2回（公費・職員は個人負担）であり、「会議の席での昼食（弁当）」では、「信州農産物マーケティング戦略推進プロジェクト」3回（公費・職員は個人負担）「ものづくり産業戦略会議」2回（公費・職員は個人負担）「総合計画審議会専門委員」2回（公費・職員は個人負担）「長野県発注技術等検討委員会」1回（会費制）となっている。

これはすべて知事出席の会合が対象であるが、ちなみに議会提案の「治水・利水ダム等検討委員会」の昼食（弁当）等は、知事が出席しないためかすべて自己負担であった。

つまり、各種審議会等とのアルコールを伴う会合や昼食等の食料費の支出の基準があいまいであったために、今回のような公私混同の県政運営が行われたことを指摘しておきたい。

公職選挙法への抵触の可能性。以上指摘してきたことは、県政運営上や倫理的な問題であるが、各種審議会委員や職員との懇親会費用を知事後援会が負担したことは、公職選挙法に抵触する可能性がある。

公職選挙法第199条の2は「公職の候補者等の寄附の禁止」として、第1項において「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」としている。

また、同法第199条の5は「後援団体に関する寄附等の禁止」として、第1項において「政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合は、この限りでない。」と規定している。

また、「しなやかな信州をはぐくむ会」（以下、「しなやか会」）の規約では、「この会は、田中康夫の社会的、政治的活動を支援し、会員相互の連帯、親睦をはかることを目的とします。」とし、行う活動として「（1）講演会、座談会、報告会などの開催、（2）後援会ニュース、資料などの配布、（3）その他、必要な事業」を挙げている。

これらの点について、当委員会に証人として出席した「しなやか会」の穂苅甲子男会長は、目的に「合致していると思っております。」「公職選挙法に抵触するとかということは、全くそれは、私は関心がありませんでした。」とし、当時、同会の事務局長であった小林誠一証人は「当然後援会としては寄附をする意識を持っていないものですから、まずその部分ははずれるということ」とし、現在、同会の会計責任者である山根敏郎証人は「有効な政治活動の支援のためという形でお金を出したのであって、絶対私どもはこれだけは寄附で出したという概念」「私は寄附は一切していないということだけは、私は責任を持って言えるというふうに感じている」としている。

さらに、当事者である松葉謙三証人は、公職選挙法を知っていたかとの尋問に「現在は知っておりますけれども、当時は知りませんでした。」とした上で、「その法律を知らない人は、問題になるとは全然思わない行為だと思うんですね。そういう意味で、私が知らなくて問題を感じなかったというのは当然の話だというふうに思います。」としている。

しかし、公職選挙法第199条の5第1項の規定は、後援団体も「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」としており、当委員会は上記に挙げた各種審議会や県職員等との懇親会費用を公職である知事の後援団体である「しなやか会」が、「当該選挙区内にある者」に対しても支出した事例は寄附に該当し、この規定に抵触する可能性が高い。

また、同法同項のただし書きの「団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をす

る場合は、この限りでない。」という規定に関し、田中康夫氏は平成17年6月15日付の「長野県としての見解」の中で「知事後援会が会食費及びホテル代を負担したことは、知事の政治活動を支援している後援会が、その設立目的にかなうとして支出したものと認識している。」とし、当委員会での「しなやか会」幹部の尋問でも同様の証言が見られたが、当委員会として提出された記録や関係者の証言からは、公務と誤解されて出席している例や、「しなやか会」の「設立目的により行う行事又は事業」とは、とても解釈できない。

さらに、当委員会へ提出された記録や関係者の尋問から明らかとなった、これらの懇親会費用の支払いは、田中康夫知事の判断によりクレジットカードや現金等により支払われたり、後に知事のもとに請求が行われ、その後、当時事務局長であった小林誠一氏に知事から請求が行われ（つけまわし）内容はほとんど精査されず支払われていたことは、知事的意思によって寄附が行われていた可能性が高い。

地方公務員法への抵触の可能性。地方公務員法第33条は「信用失墜行為の禁止」として、「職員は、その信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と規定している。各種審議会委員や県職員との懇親会費用を「しなやか会」が負担したことが公職選挙法に抵触する可能性がある以上、この「信用失墜行為の禁止」にも抵触する可能性がある。

これらの問題については、当委員会の尋問に対し松林憲治証人は「国家公務員の倫理規定に規定する利害関係人には当たらないということで、この国家公務員の倫理規定には抵触はしないということでございます。ただし、公務員の本来持つ公務性であるとか、中立性というものから見た場合に、県民から誤解を受けるような可能性のある行為については、極力自粛をしていくという考えのもとに、個人として返還をさせていただいた」（議事録第15回の20ページ）と証言しているが、「昨夜はごちそうになりました」とする松林憲治証人が田中知事に送ったメールでも明らかなように、本来負担すべき会費をそのまま放置し、その費用が「しなやか会」が負担していたことを知って、合計9件分8万9,353円の費用を返還した事実は重く、結果として「職員の信用」を「失墜」させた可能性がある。このことは、費用を「しなやか会」が負担していたことを知ってから、返還した他の職員についても同様である。

行政の最高責任者としての知事の責任が問われる。知事が委員を委嘱した各種審議会委員との懇親会の費用を知事後援会が負担していたことは、本来知事や行政とは独立性を保ち「第三者機関」としての機能を果たすべき審議会の信用を多くの県民に失墜させたことは事実である。

また、このことが明らかとなり参加していた県職員が、「公務性であるとか、中立性という

ものから見た場合に、県民から誤解を受けるような可能性のある行為については、極力自粛をしていくという考えのもとに、個人として返還をさせていただいた」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の20ページ)等として、その後会費分の経費を各種審議委員や多くの県職員が返還する事態となったことは現実であり、知事の公私混同と「しなやか会」への「つけまわし」の行為が、議会から指摘され当委員会の設置にまで発展し、公職選挙法や地方公務員法への抵触の可能性等、当事者に多大な迷惑をかけ信用(県や当事者)を失わせる行為であったことは否定できない。このことは、当然、その原因を生み出した行政の最高責任者としての田中康夫知事の責任が問われる。

(2) 県職員との懇親会費を知事後援会が負担した事例について。 会合の目的や会費負担があいまいであったゆえの結果である。知事と県職員が主に長野市内で行った懇親会の経費を「しなやか会」が負担していた事例は、これまで明らかとなっただけで4件あった。(下記に指摘するが、まだ明らかになっていないことが多く、他にもあると思われる。)これらの懇親会がだれによって招集され、何の目的で行われたのか、そして、公務か私的行動であったのが問われた。

まず、懇親会がだれによって設定され招集されたかについては、当委員会での証言で「田中康夫知事であると思います。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の29ページ)、「私が多分知事から呼ばれてだれだれを呼ぶようにと言われてやったと思っています。それは間違いないと思っています。」(議事録第15回の30ページ)、「宮津企画員からメモをもらいまして、何月何日何時からどこどこで会合を持つので、知事の方からも局長も出るようにと言われていたので出てくださいと、こうこうメモをもらって行きました。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の46ページ)、「確か当時の宮津秘書ないしは経営戦略局の秘書の方から、私の秘書を通じてあったと思います。」(田山重晴証人の証言・議事録第18回の74ページ)としているように、知事の意向により参加者の人選がされたと言える。

また、何の目的であったかは、2003年8月7日の懇親会の目的に関する各証人の証言が「住基ネットの関係かなと思います。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の34ページ)で一致しているほかは、他の事例については、「目的、参加者等、全く事前には知らされていませんでした。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の46ページ)、「世の中の社会情勢一般とか、それからあとそれについての県政の状況であるとか、そういうような話をした記憶がございます。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の4ページ)、「知事から特に何を話す話はなかったと思います。」、「知事の方から当時そこに呼ばれた方々といろいろさまざまなことを話し合いたいというか、意見を聞いたり、知事自身の意見もそこで意見交換したいという趣旨だと思います。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の29ページ)等としていることや、民間



人（一部マスコミ）が出席していることから当時の特徴的な県政課題について、その事務を所管していた県職員幹部と主に懇談したと思われる。

したがって、これらの懇親会が公務であったのか、私用であったのかは判断が分かれるところであるが、少なくとも知事の意向により出席者が特定され、しかも、出席を求められた職員が当時県政課題となっていた部署の県職員幹部であったことは事実である。

また、小林公喜証人が「目的、参加者等、全く事前には知らされていませんでした。」とし、宮津雅則証人が「知事から特に何を話す話はなかったと思います。」と証言しているように、目的等が知らされなくても知事から秘書等を通して出席を求められれば、通常拒否することは考えられないため、出席した職員は公務の延長線上としての認識や義務感があったと思われる。

しかし、平成15年5月30日「まる」（ ）で行われた懇親会の翌日、その会に出席していた松林憲治氏が「昨夜はごちそうになりました。」とのメールを送っている事実からも、出席した県職員は知事から呼ばれたので出席し、知事に「ごちそう」になったという認識であったと思われる。

この点について松林証人は「いずれ私の方へ請求が回ってきて、これについては割り勘で支払うという認識のもとでおりましたので、これはあくまでこのときの一番の、知事がこの中では一番上司に当たりますので、これは上司に対しての一つの御礼のあいさつという認識で私はこの文書を書いたということでございます。」（議事録第15回の24ページ～25ページ）と否定しているが、他の事例も含め懇親会費用を「しなやか会」が負担していたことが明らかとなるまで返還していなかったことから裏づけされると言える。

さらに、宮津雅則証人の「私自身がその帰り際か何か、知事にではなく、その店の人に聞いたときに、あとから知事さんの方に送りますよというお話があったと思っています。」（議事録第15回の30ページ）との証言のとおり、支払いが知事への請求であることを知りながら、それを「請求が来る」として放置してきたことは当事者が認めているように許されるものでない。

こうした問題が起こったのは、知事が出席を求めたにもかかわらずその目的や費用負担についてあいまいにしていたためであり、「公私混同」の知事の姿勢や出席した県職員幹部のあいまいな姿勢が招いた結果である。

公職選挙法や地方公務員法への抵触の可能性。以上指摘してきたことは県政運営上や倫理的な問題であるが、知事と県職員との懇親会費用を「しなやか会」が負担したことは、先に指摘したように公職選挙法（第199条の2「公職の候補者等の寄附の禁止」）及び第199条の5「後援団体に関する寄附等の禁止」）や地方公務員法（第33条「信用失墜行為の禁止」）の

規定に抵触する可能性がある。

行政の最高責任者である知事の責任が問われる。また、知事が招集したにもかかわらず会合の目的や懇親会費用負担をあいまいにしたまま、「しなやか会」へ「つけまわし」をした結果、こうした事態を招いたことは行政の最高責任者としての田中康夫知事の責任が問われる。

2、知事後援会費用を使つてのホテルでの人事等への指摘。(1)なぜホテルでの人事を行わなければならなかったのか。平成15年9月21日と同9月22日から24日に、長野市内のホテルを使って人事に関する打ち合わせや人事作業が行われていた費用を「しなやか会」が負担していたことは、これまでの総務委員会の審議を通じて明らかとなっており、当委員会での尋問を通じて、そのことは確認された。しかし、県職員の人事を行うのに県庁舎の外で行い、しかもその費用(会場費)を「しなやか会」が負担するということは通常(常識的には)あり得ない行為である。

まず、なぜ県庁舎外のホテルで人事を行わなければならなかったのか。平成15年9月22日から24日に「ホテルナガノアベニュー」で行われた人事について、「当時いろいろ情報が漏れるので中でやらないようにしたいというようなことが、これは田中知事からだったのか、小林局長だったのか、ちょっと覚えていないですけども、そういう話があったかなと思っています。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の38ページ)「短期間のうちに案を詰めなければいけないということだと、これはわからないところへこもるしかないのかなというのが大きな理由の1点」「情報漏れを防ぐと。こういうことが2つの大きな理由で、そのためには外でわからないようにやらなければいけないのかなと。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の54ページ)「副知事に漏れているのではないかと、漏れるのではないかとということ、それにわからないような形で人事異動を行うということで、ホテルで行うようにという指示がありました。」(岡部英則証人の証言・議事録第15回の73ページ)ということが明らかとなった。

また、その費用をなぜ知事後援会が負担したのかについては、「この作業に私が携わるときに、要はこれについてはだれにも言わないで、私がやることについてもだれにも言わないようにと言われていました。それから多分その人事の中でも、要は携わる人間というものを非常に限定していたと思います。そういう意味の中で、要は通常の手続では支払えなかったのかなとっております。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の41ページ)との証言があり、人事を行っていることが県庁内に知られることを警戒したゆえの対応であったと言える。

しかし、人事の作業は明らかに公務であり、県庁舎内で作業ができないことや、ホテルを使つての人事費用を「しなやか会」が負担したことは通常考えられない行為である。

平成15年9月21日のホテル国際21を使つての懇談についても、「人事以外にもたくさん話があったと思っています」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の36ページ)としているが、庁外で行うべき理由もなく、人事に関し県庁内に知られることを警戒したゆえの対応と同じであると言わざるを得ない。

(2) 人事作業は公務であり、費用を知事後援会が負担しての人事は、政治団体の人事への介入と解される行為である。ホテルを使つての人事作業が公務であったかどうかは、「公務ということでございます。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の16ページ)、「公務ということと解釈をしております。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の53ページ)等、尋問を通じて関係した証人が証言している。そして、当委員会も「公務」であると認定するものである。

では、なぜ公務であるその費用を「しなやか会」が支払ったのかは前に指摘したが、この行為が常識的に許されるかどうかについては、「これが知事後援会から支払われたことによって、対外から見たときに非常にやはり、本来であれば公務として県が支払うべきであったことについて、そうなったことについては、非常にやはり、県としての信頼を失うべき行為だったなと思っています。」「私自身、当時、その事務手続に携わっていたわけですから、私自身はその事務手続をしっかりとしていればそういったことは防げたという部分もこれはあるわけですから、これは非常に私も反省しておりまして、私自身の、その部分の責めを負うのであれば、それは仕方ないかなと思っています。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の42ページ)と証人が認めているように許される行為ではない。

また、宮津雅則氏が「支払いは、あて先は、請求はしなやか会でお願いしますということで、フロントの方に話をされていまして。」(岡部英則証人の証言・議事録第15回の63ページ)としているように、支払いに関し複数の職員がその事実を知っていたにもかかわらず、この問題が総務委員会で指摘されるまで何ら対応が行われなかったことは問題である。

さらに、県職員の人事作業を県庁舎外で行い、しかもその費用を知事後援会が負担していたことは、中立公平が求められる県人事(行政の人事)に政治団体が介入していたと県民に解される行為であったと言わざるを得ない。

(3) なぜ県は費用を返還したのか。この費用負担については、平成17年の総務委員会で取り上げられ、「県は『しなやかな信州をはぐくむ会』が、会の規定のもとで、適正に支出されたものである、と考えている。」(4月26日、経営戦略局が総務委員会へ提出した「知事後援会の会食費負担及びホテルでの人事案作成作業についての長野県としての見解」として)していたが、委員会や議長からの「この事務は明確に公務であるから、経費を県費で支出するよう是正すること」との要請を受けて、返還している。

その返還方法は、いったんホテルから「しなやか会」に費用を返還してもらった上で、同年4月27日、コーヒー代の5,040円（参加者の自己負担）を差し引いた15万9,306円の使用料をホテル側から県に請求させ、同年5月2日に県からその代金を口座振替する手続がとられた。なぜこうした手法がとられたかは、同年4月26日の総務委員会で「債権・債務という考え方をきちんと整理したらどうなるんだという検討を行う中で、ホテル側から請求行為が行われる状況ができれば支払われるのではないか」（高橋人財活用チームリーダー・総務警察委員会議事録の36ページ）ということであった。

また、費用を返還した理由については「ホテルで行った人事作業は公務であるため、ホテル代を公費で支払うことは可能であるが、県の財政状況等を考慮し、後援会が負担したことについては、先に知事が会見で申し上げたとおりである。」「後援会がホテル代を負担したことにより、後援会の意向が県の人事に反映された事実はないが、公務を行うに当たっては、公平性や中立性を堅持すべきであり、県民の皆様の誤解を招くおそれのある行為は、極力自粛すべきである。」「したがって、後援会が負担したホテル代を県費で支払うこととした。』（平成17年5月16日の総務委員会へ県人財活用チームから提出された「ホテルでの人事案作成作業に係る経費負担について」）としている。

このように、県が費用を返還した理由は、みずからが公務性を認めたゆえの結果であり、県が費用を返還した行為そのものが、日常職員が「公務を行うに当たっては、公平性や中立性を堅持すべきであり、県民の皆様の誤解を招くおそれのある行為は、極力自粛すべきである。」として、行政上許されない行為であったことを認めたことにほかならない。

（４）公職選挙法への抵触の可能性。公職選挙法第199条の5第1項は、公職の候補者等の後援団体は、「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」と定め、ただし規定で、「当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合は、この限りでない。」と規定している。この点について田中康夫知事は、平成17年6月15日付の「長野県としての見解」の中で「知事後援会が会食費及びホテル代を負担したことは、知事の政治活動を支援している後援会が、その設立目的にかなうとして支出したものと認識している。」としている。

しかし、公職の候補者等の後援団体が「者」である地方公共団体（県）の公務（人事作業）としてのホテル使用料を負担（寄附）をする行為が、「しなやか会」の「設立目的により行う行事又は事業」と解釈することは常識的にあり得ない。したがって、本来公務であるホテルでの人事作業費用を「しなやか会」が負担したことは、県への寄附行為に該当し、公職選挙法に抵触する可能性がある。

（５）ホテルでの予算査定準備のための「見積書」の精査について。平成17年1月25日、

27日、29日に長野市の「ホテルサンルート東口」の会議室で行われた会合については、その目的について「勤務時間の終了したあと、こうした見積書の作業と言いますか、勉強会と言いますか、こうしたものをいたした記憶はございます。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の17ページ)、「17年度の各部局から財政当局へ出されました予算の見積書、これをすべて1ページからめくりまして、事業の精査をしたというふうに記憶しております。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の57ページ)等の証言があった。また、この知事予算査定前の見積書の精査作業が公務であったかどうかについて、小林公喜証人が「まさに公務というふうに理解しております。」(議事録第15回の57ページ)と証言しているように、当委員会としても、この作業の内容は「公務」と認定するものである。

では、なぜホテルを使って公務が行われたかについては、「知事がここにお泊まりになったということで、そこでやらせていただいたということだというふうに思います。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の18ページ)、「推測では知事査定を前にして、やはり集中して見るために、そうした独立の部屋を借りてやったのではないかとというふうに推測をしております。」(小林公喜証人の証言・議事録第15回の57ページ)としている。しかし、その費用が「知事の方でお支払いをしているというふうに聞いております。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の18ページ)とされているが、公務である以上、誤解を受けないためにも本来は県費で支払うべき性格のものであることを指摘しておきたい。

3、だれの指示により後援会費用は使われていたか。(1)「しなやか会」の後援会幹部や会計責任者、元事務局長の証言。当委員会は、知事と各種審議委員や県職員との懇親会費用やホテルを使って県職員人事を行った費用を知事後援会である「しなやか会」が負担していた問題について、実際にどのような認識のもとに会計処理が行われていたのか等を解明するため、平成14年6月28日から「しなやか会」の代表者である穂苅甲子男氏、問題が集中している平成15年度に事務局長をしていた小林誠一氏、平成15年10月29日から職務代理者をしている塚田國之氏、平成17年1月1日から会計責任者をしている山根敏郎氏を証人として出席を求め尋問を行った。その結果、平成15年度に実質的に田中康夫知事から支払いが求められ、判断していたのは当時の小林誠一事務局長であること、平成17年1月1日からは山根敏郎氏が会計責任者として管理していることがわかった。

さらに、平成15年度の収支について小林誠一証人は「当然、松本の事務手続する上では穂苅さんもチェックと言いますか、目も通されているはずですので、私がただ一時的にそのフィルターと言ってはちょっと言い方が適切かどうかわからないんですけども、収支報告を出す時点で問題がないであろうという程度の判断はしておりました。」(議事録第17回の9ページ)としたが、穂苅甲子男証人は「全くございません。」(議事録第19回の27ページ)とし

た。塚田國之証人については、「どういう役割についているかについて、全く私は自覚がない」(議事録第17回の37ページ)ということであった。

(2) 知事への支払いの処理は、どのように行われていたか。平成15年当時の問題となっている支出の内容・目的について、認識していたかについて小林誠一証人は「実質的な平成15年当時の、その支払い実務、通帳からの金を拠出する作業そのものは、松本の事務所に当時事務員もおりまして、実質的にはそちらでやっていたというのが実務です。それで片方そういう実務があって、もう一つその、今、委員の方からお話が出たのは、大半は田中康夫さんが使われたというかの費用なんですけれども、私が長野にいる関係でその取りまとめはやっていました。私としては、その取りまとめの段階で、記載事項に必要な項目は、例えば支払い先とか、日付とか、当然金額も含めて、明確に認識したんですけれども、具体的に、だれと会ったというような内容については、全く聞いていません。」(議事録第17回の7ページ)「会の趣旨として、田中康夫さんの政治的社会的活動を支えるというようなことが前提なので、そのための支出ということで、彼が必要とする政治的社会的活動の費用の一環として支払ったというふうに理解しています。」「その政治家としての部分と、それとどうしても裏表で行政のトップとしての部分があるものですから、あまりその内容については深入りしないというか、必要以上な立ち入りは逆にしないようにしてきたということです。」(議事録第17回の8ページ)としている。また、請求書については「大半は直接私が本人から受け取ってありました。」(議事録第17回の8ページ)としている。さらに「支払いは、田中康夫さんの個人的なカードで支払って、領収、その支払い行為はそれとして、実際には会の方へは領収書ももらって、その領収書相当額を田中康夫さんに差し上げていたはずです。」(議事録第17回の9ページ)としている。

これらの証言から明確なことは、「しなやか会」の趣旨として「田中康夫さんの政治的社会的活動を支える」というようなことが前提なので、そのための支出ということで、彼が必要とする政治的社会的活動の費用の一環として支払ったというふうに理解しています。」としても、支出の目的を明確にせず支払いが行われ、審議会委員や県職員、民間人など不特定多数の人の懇親会費用を政治団体が負担していたことは事実であり、この行為が招いた責任は大きく、しかも公職選挙法に抵触するおそれがある。

また、知事が支払った支出について、無条件でその費用を「しなやか会」がチェック機能もなく支出していたことは、知事後援会会計は、多くは年間3,000円会費の個人の会費イコール平成15年度の会員は2,600人で会費収入は784万7,230円ですけれども、知事後援会会計はイコール知事の「財布的」存在であったと解される行為であった。

4、 解明されていない問題点と「しなやか会」の会計処理について。(1) 記録の不整合。

当委員会の尋問の中で、知事と各種審議会委員や県職員との懇親会、知事と県職員との懇親会の経費を支払っていた「しなやか会」に返還した記録について、「しなやか会」に記録の提出を求めたが、「しなやか会」からの平成17年8月19日付の回答は「具体的に何月何日ごろの、どのような審議会委員の会合なのかを特定していただきたく、お願いいたします。」としながら、「当会には『実際に経費を要した年月日、会議等の支払いを要した目的、参加者等が記載されたもの』は存在しません。」(記録提出書(2))とした。

その後、各種審議委員や県職員が「しなやか会」が費用を負担していることを知り返還した証言や提出された記録により、「平成17年度に入って『しなやかな信州をはぐくむ会』に返還した者の氏名、金額、返済日時、対象となる会合がわかる記録」(平成17年11月28日・記録提出請求書)と記録の提出を求めたが、12月2日付の回答書では「当会には調査するすべがないので、貴会に提出されている資料を参考資料として御提示願います。」(平成17年12月2日・回答書)とし、「しなやか会」みずからが政治団体として支出した金額の内訳や返還された金額の内訳を把握していない実態が明らかとなった。

そして、平成17年11月18日の当委員会へ出席した山根敏郎証人の証言でも「実は私ども、たくさんの方たちから返還があるんですけども、具体的にどれかも全然わからないんです。(中略)向こうはぱっとお金を送ってきただけだから。わかりません。内容も何もないですから、実は、そうでしょう。何だこれとは、そういうことです、私の理解は、何か知らないけれども、向こうさんで勝手に計算して、金額も同じです。」(議事録第17回の21ページ)とし、このことを認めている。(しかし、この山根証人の証言は、当委員会の求めに対し、平成17年12月12日付で提出された松林憲治氏の記録には、返還した懇親会の年月日や目的、会場等が具体的に記載されていることから、適切であるとは思えない。)

また、山根敏郎証人が提出したメモから、新たに阿部守一元副知事が「しなやか会」に8万円の返還をしていることが明らかとなり、当委員会が同11月21日付で阿部守一氏に要請し、同23日の回答では、「返還いたしました8万円という金額につきましては、同会の判断に従ったものであり、その内訳についての記録は持ち合わせておりません。」副知事の職務を辞する間に、同会が経費負担を行ったことを示唆する発言を知事本人がされたことから、それを受け、副知事退任直後の平成16年7月12日付で同会会長穂苅甲子男氏あて経費の返還を行ったところ。返還の理由は、同会が法令等に違反する支出を行っていたおそれがあり、そうした支出によりみずからの飲食費を賄うことは適当でないと考えたためであります。同会がどの会合についてどれだけの経費を負担していたかについては不明であることから、やや多めの金額を送付し、判断については同会にゆだねましたところ、後日、8万円を引き去った残額が返金されてまいりました。」とされている。

しかし、この記録提出を受け当委員会が「しなやか会」に対し平成17年11月28日付で「阿部守一氏から返還された8万円にかかわる、対象となる会合、日時、金額等の内訳」について記録の請求を行ったところ、同12月2日付の回答書では「阿部守一氏から返金の申し出がありました。当会としては、いつ、どこで、だれとの会議なのかを把握していないので、阿部氏に対し、『阿部さんのために当会からいくらお支払いしたとお考えですか』とお聞きしたところ、阿部氏は『8万円くらいだと思う』との回答をいただきましたので、当会は8万円をいただき、それ以上のお金を阿部氏に返還しました。」とされた。

これらのことは、「しなやか会」の会計の収支のあり方が、原因を特定せずお金のやりとりを行っていることにほかならず、不信を抱かざるを得ない実態にあると言わざるを得ない。

(2)「しなやか会」の会計処理に関する指摘。この問題が発覚し各種審議委員や県職員が会費分と思われる金額を返還しているにもかかわらず、上記に指摘したように「実は私ども、たくさんの方から返還があるんですけども、具体的にどれかも全然わからないんですよ。何でこれが来たのかもわからないんですよ。実は、たくさん返ってきているんですよ。」(山根敏郎証人の証言・議事録第17回の21ページ)との証言に代表されるように、疑問点が現実的に解明されないことは、適正な処理を行っていない可能性があり、そのことは、政治資金規正法の第2条第2項「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の收受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないようにこの法律に基づいて公明正大に行わなければならない。」との規定や、同法第9条の「会計帳簿の備付け及び記載」の規定等に抵触する可能性があるとともに、何よりも県民に対し説明責任が果たされなければならない。

また、平成15年8月13日長野市の「ダルドージュ」で行った「本人確認情報保護審議会委員」と行った懇談会費用について、「しなやか会」から6万3,472円が支出されているとされ、松林憲治氏が自分の費用を返還した件と、平成16年3月17日に「『長野県』調査委員会委員」と行った懇親会費用について、「しなやか会」から8万830円が支出されているとされ、関係者が費用を返還しているにもかかわらず、「しなやか会」の平成15年度及び平成16年度収支報告書に5万円以上の支出として記載されていないことで、「記載漏れでは」との指摘に答えられなかったことは、収支報告書の信憑性を疑わざるを得ないと言える。そして、このことも政治資金規正法に抵触する可能性がある。

さらに、平成17年11月25日付で「しなやか会」から当委員会に提出された「お問い合わせの立替金戻しの状況につき報告します。」で、「立替金」と表現しているが、であるならば本来の「立替金」は立て替えた対象の金額や支出の目的が明確になっているはずであり、極めて処理が不透明であると言わざるを得ない。

(3) 解明されない会計処理上の疑問。上記に大きな疑問点や法に抵触するおそれがある



と思われる事項を指摘したが、そのことも含め当委員会として解明されていない疑問点は下記のとおりである。

平成15年8月13日長野市の「ダルドージュ」で行った「本人確認情報保護審議会委員」と行った懇談会費用について、これは先ほど指摘してありますので割愛をさせていただきます。

平成16年3月17日に東京都四谷の「今井屋」で行われた「長野県」調査委員会委員との懇談会経費について、これについても先ほど指摘しておりますので、8万830円についてということで、割愛をさせていただきます。

平成17年12月11日付で当委員会に「しなやか会」から提出された「平成17年12月6日付、記録提出請求に対する回答書」で、宮津雅則氏が2万5,000円を平成17年6月3日に返還されたとされているが、宮津雅則氏が平成17年10月25日付で当委員会に提出した郵便書留の記録によれば2万6,000円となっており、金額に違いがあること。また、この宮津雅則氏が返還した金額の内訳について、懇談会等の対象が明確でないこと。

阿部守一氏からの8万円が返戻日として平成16年7月20日に処理されているが、この阿部守一氏が返還した懇談会等の対象や金額の内訳が明確でないこと。

みずからが返還した費用について醍醐聡証人は、「しなやか会」がその処理を当初「寄附金」とし、その後「その他の収入」としたことについて「飲食費というそのしなやか会が負担した費用というものを、少なくとも私の負担分だけは減らしていただく必要があるわけです。つまり、私の分はしなやか会が負担していないという状態に改めていただくことが必要なわけです。」「費用のマイナスとするべきところを、収入の科目変更でしてしまっているということは、率直に言って私の意思と非常に相反している状態になっています。」(議事録第16回の47ページ)と指摘した。

このことについて現会計責任者である山根敏郎証人は、平成17年11月18日の当委員会で、「醍醐さんの言うことを私も慌ててどういうふうなことを言っておられるかと思って調べたら、そのとおりだと思います。」「そういう点について、必要があれば私どもとすると修正もするし、それからそういうことについてのやっぱり処理をきちっと私はし直してやりたいと思っております。」(議事録第17回の15ページ)と証言したが、可及的速やかな処理が行われたか。

(4) 知事の高級ホテル使用料を「しなやか会」が支払っていたことへの疑問。当委員会として真相究明すべき知事後援会が負担しての懇親会と県政とのかかわりについて調査する中で、記録として提出された知事後援会の収支報告書に、東京都内の「高級ホテル」への支出が平成15年だけで25件、400万円を超える記載があった。この支出内容について、当委

員会が真相究明する各種審議会委員と知事との東京都内での懇親会の経緯の中で、知事から請求され支払った「しなやか会」として内容を把握していたか等を尋問したが、「具体的な内容についての話はなかったということです。」(小林誠一証人の証言・議事録第17回の33ページ)等、具体的内容は明らかとならなかった。

このことは、知事後援会の経理のあり方の課題であるが、当委員会の尋問に山根敏郎証人は、「今後はもう一切そういうことは認めないと。やるならできるだけ長野で使うと。長野なら長野に落ちるし、そういう形に私はしまして、東京の帝国ホテルだとか、そんな一流のところなんかを使っては困ると、そういうふうに私、しましたから、今後はそういうふうな支出は一切ないと思います。」(議事録第17回の26ページ)と証言した。

しかし、平成15年度分の25件、400万円を超える支出内容については、公務なのか私用なのか政治活動であったのか、また対象者の中に県職員や公職選挙法で寄附行為が禁止されている「選挙区内にある者」が出席していたのか等々は、今後の「しなやか会」としての説明責任が問われるものである。

(5)「しなやか会」の説明責任が問われる。各種審議会委員や県職員から「しなやか会」が負担していた懇親会費用が返還されているが、内容等がわからないことについて、「調査してはつきりさせるべきではないですか。」との委員の尋問に、山根敏郎証人は「よくわかりましたから、一生懸命調査しましょう、はい。そうしないと、少なくとも今年の処理だっでできなくなりますからね。」「私、では確実にそれを責任を持って、きちっとやっぱり処理して、委員長さんの方に最終的には報告いたします。」(議事録第17回の22ページ)と証言した。

また、委員の「返却していない、今までやっていないものについては、どういうふうに今後処理していくつもりですか。」との尋問にも、「データも調べて、そういうことについては、該当者については、同じように返却を求めます。求めるつもりです。」(議事録第17回の27ページ)と証言した。

さらに、委員の「会計の修正に関して、委員長に報告される旨の御発言があったやに聞き及びましたけれども、それについて、どんな内容でしょうか。」との尋問にも「諸課題について、できるだけします。たくさんテーマについては、すべて今の、変える内容とか、たくさんしたことについて、できるだけ、委員会に対する委員長にします。」と証言した。

しかし、その後12月11日付で山根敏郎氏名で当委員会に提出した「記録提出請求書に対する回答書」では「当会にはこれ以上調査するすべがありませんので、もし貴会に、これに関して提出されている参考資料があれば御提示願います。」としたことは、委員会での証言と食い違うばかりか、みずからが支出した内容の責任逃れであり、「そうしないと、少なくと

も今年の処理だってできなくなりますからね。」とみずから証言したように、適正な会計処理上も信じがたい行為であることから、当委員会が解散するまでに、約束した他の課題も含め当委員会へ納得できる報告を求めるものである。

(6) 今後、解明されなければならない問題点。今回問題となった知事と各種審議会委員や県職員との懇親会の費用を知事後援会である「しなやか会」が負担していたことについて、当委員会として真相究明を行ったが、平成14年度と平成15年度の収支報告書に記載された下記の同様のケースと思われる支出については解明できなかった。

この点について当時事務局長として実務を行っていた小林誠一事務局長は「その内容については全く確認しておりません。ですから、だれと云々ということは、今すべてのものについてわかりません。」(議事録第17回の17ページ)と証言した。

また、各懇親会に出席した証人は、他にも同様なケースで出席した会合はあるかとの趣旨の尋問に「100%、もうこれ以外にあり得ないということは、断言はちょっとできませんけれども、恐らく私の記憶している中では、これがすべてではなかろうかということでございます。」(松林憲治証人の証言・議事録第15回の26ページ)「すべて自信を持って、ないですということを実は申し上げられないのが実情でございます」「間違いなくそうですかと言われると、若干自信がない部分があることは事実です。」(宮津雅則証人の証言・議事録第15回の43ページ)と証言しているように、全く否定していないことから他にも同様なケースがあったことが考えられる。

さらに、先に指摘した当時副知事であった阿部守一氏が「しなやか会」へ8万円を返還したことが明らかとなったが、これまで総務委員会や当委員会で解明できた対象の懇親会に阿部前副知事の名前はなく、しかも、当委員会に提出された阿部氏からの「記録の提出について」では「副知事の職務を辞する間に、同会が経費負担を行ったことを示唆する発言を知事本人がされた」とし、「返還の理由は、同会が法令等に違反する支出を行っていたおそれがあり、そうした支出によりみずからの飲食費を賄うことは適当でないと考えたため」としていることから、「しなやか会」の収支報告書に記載された下記の事項について、田中康夫知事と「しなやか会」の説明責任が求められる。

解明されなかった事項は以下のとおりであるということで、「しなやか会」の収支報告書に記載され解明されない支払いの内容、以下、これは記録と議事録から特定できますので詳細は申し上げますが、14件、認定をお願いしたいと思います。

次に5、「偽証」の認定について。(1) 松林憲治証人の偽証認定について。「昨夜はごちそうになりました」とする松林憲治証人が田中知事に送ったメールでも明らかのように、知事からごちそうになったとの認識のもとに、その後費用を「しなやか会」が負担していたこと

を知ってから返還したことは事実である。

このことは、「しなやか会で支払っていただいたということは、いつおわかりになったでしょうか。」との委員の尋問に、松林憲治証人が「16年度の総務委員会において、岡部英則氏の方からいわゆるメモが総務委員会の方に提出になったあと」（議事録第15回の5ページ）とし、その後、みずからが出席していた各種の懇親会経費を知事後援会が負担していたことが明らかとなった段階で、平成16年7月9日から平成17年9月26日にわたり4回に分けて9回分の経費を返還していたことを見れば明らかである。

しかし、一方では「いつも飲食をしたときに、いつだれがいくらどのように払ったかということをも全然むとんちゃくで、お酒を飲んだり食ったりして、そのまま放ったらかしているという状況なんですか。」との当委員会での尋問に、松林憲治証人は「当然自己負担をしていくという前提で考えたわけでございますけれども、結果的にその支払いが延びてしまっていたということでございます。」（議事録第15回の21ページ）と証言している。

これらのことから、松林憲治証人が、各種の「しなやか会」が費用負担していた懇親会に出席した費用を「当然自己負担をしていくという前提で考えていた」と証言したことは、「結果的にその支払いが延びてしまった」としているが、「昨夜はごちそうになりました」とのメールの存在や、「しなやか会」で懇親会費用が出されていたことを知ってから費用を返還した事実から偽証と認定するものである。

以上で、長くなりましたけれども、終わらせていただきます。

小林委員長 それでは、これより順次論点を整理していきたいと思います。県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、県民協働・無所属ネットの竹内委員から意見開陳のありました件について、採決してまいりたいと思います。提案者の希望もございまして、項目ごとに諮ってまいりますが、それでは採決の前に、はい、竹内委員。竹内委員 時間を敏速に行うために、細かな（1）とか、とかではなくて、大まかに、例えば1、知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇親会についてということで、詳細にやっていただきたいという意見が委員の方から出たときに、それを個々分けてやっていただくという方法でお願いできればありがたいと思います。

小林委員長 わかりました。では原則的にはそういう大項目で。今のような採決の仕方でございますが、その前に質疑、討論がございましたらお願いいたします。1の項目から入ります。それでは「1. 知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇親会について」、これは一括で採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは1ページから3ページの中段後までですね。2の前までです。それでは一括して

採決を行います。ただいまの認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。認定すべきものと決定いたしました。

それでは次に進みます。「2.「知事後援会費用を使つての県職員等との懇親会について」3ページから5ページの上段に至るまでのものを一括して採決いたします。この2について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。認定すべきものと決定いたしました。

次に、「3.知事後援会費用を使つてのホテルでの人事等について」5ページから7ページの上段まで、一括採決をいたします。これについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。認定すべきものと決定いたしました。

次に進みます。問題点の認定として、その中の1、これもいいですね。もし採決で細かいという意見がございましたら、動議を出していただきたいと思います。「1.知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇親会への指摘」一括して、7ページから12ページの後段まで、一括採決いたします。討論はありますか。

林委員 その中で、公職選挙法に抵触する可能性があるという指摘がされておりますけれども、何力所もあります。12ページまでですね。9ページにありますね。だからその表現についてですけれども、非常に、穂苅会長の尋問、あるいは小林誠一氏及び山根会計責任者、いずれも組織的にしなやか会として検討したという事実は、証言の中でありませんでした。つまり、小林誠一氏が個人的に判断をして知事の請求のままに出したと。さらにその結果として、山根証人は、あくまでも立替金であつて、返還した金額はそのように会計処理をしますということで、しなやか会として組織的に検討して負担をしたという事実経過は、私はないというふうに思うわけであります。確かに結果として田中知事自身が後援会にそのものをつけまわしをしたことは事実でありますけれども、会としてそのことは払ったんだし、立替金として処理をするということですから。そういう意味から言うと、会計処理上から言うと、このことが公職選挙法に抵触するということは一概には言えないのではないかとこのように私は思いますので、その部分については反対いたします。

倉田委員 大変、今、林委員からしなやか会が組織的に精査をした上で支払ったわけではないと。逆に言えば田中知事がつけまわしをしたということ、ある意味では林委員がお認めになったと。田中知事がつけまわしをしたということをお認めになるとすれば、このこと自身がもう公職選挙法に完全に違反をすることになるのでございますので、このことはもう事実上、そ

のことをお認めになればなるほど、このことについて言えば公職選挙法の可能性が強いということはお明の理でありますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思います。

林委員 そのことは行為としてあったわけですが、最終的な会計処理は、立替金であって、そのことはそういう処理をしますというふうになっているわけですね。例えば一例を挙げれば、そういう意味でまだそれが事実関係としてどこまでされたかということは確認されておりませんが、少なくとも会計責任者がそういう形での処理をするということは、言明されて証言されているわけですから、そのことをもってして、このしなやか会が全部負担をしたというふうにはならないのではないかとこのように私は思うわけでありまして。

石坂委員 今、議論されている問題なんですけど、大きく分けて3つあると思います、きょう認定しなければならぬ考え方として。今の1の知事後援会の費用負担による審議会委員や県職員との懇親会の問題について、それからこのあと2番の人事作業及び予算査定前の見積書の精査などを含むホテル代ですよね。そのホテル使用料の後援会負担について。それから3番目として、知事後援会の会計の処理の問題について。今、林委員が意見を言われましたその会計処理の問題について、私はそういう点では後ほど、最後の問題のところ意見を述べたいと思いますが。

いずれにしても、今、認定が求められている1の問題につきましては、時系列的な経過について提案されておりまして。これら一連の経過につきましては、竹内委員提案の、ただいまの公職選挙法の問題につきましても10ページの6で指摘がされておりますとおり、平成17年6月15日付「長野県としての見解」というのが残念ながら出されておまして、これに見られるように、知事自身に公職選挙法のやっぱり基準があいまい、誤った拡大解釈というのはあると思います。公務と私的な打ち合わせ、意見交換のけじめや基準が非常に当時あいまいだったということから、こういうことが起こったということも確認できるというふうに思います。

それで、公職選挙法の常識的な解釈としては、竹内委員のただいまの提案のとおり、知事後援会の費用負担による審議会委員や県職員との懇親会につきましては、委員会の一環としての食事代など、公務と位置づけられるべきものか、その延長線上かというような非常に基準があいまいなものがあり、しかしそれは、本来は公費で。また私的な意見交換や打ち合わせについては、本来は自己負担でとすべきと思われませんが、いずれの場合もその基準があいまいであったことから、知事である田中康夫氏への政治活動への支援などという公職選挙法の拡大解釈、つまり誤った基準、解釈によりまして、知事後援会が結果としていったん負担するという性格のものになったというふうに、私は全体を総合して時系列的に見ますと考えます。

この評価の問題は、主には先ほど申しました知事後援会の会計処理の問題についてのところで意見を述べたいと思いますので、この1の今提案されております認定につきましては、時系列的な事実経過ですので、賛同せざるを得ないというか、賛同したいと思います。

小林委員長 ほか。

(「なし」という声あり)

討論を終局いたします。改めて申し上げますが、これからお諮りしますのは、「1.知事後援会費用を使つての審議会委員や県職員との懇談会への指摘」、7ページから12ページの後段にわたる間を採決いたします。それでは、ただいまの提案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。決定いたしました。

次、12ページ、「2.知事後援会費用を使つてのホテルでの人事等への指摘」の認定であります。これは12ページから15ページの中段までを一括して採決いたします。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは、「知事後援会費用を使つてのホテルでの人事等への指摘」について、賛成の委員の挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。認定すべきものと決定いたしました。

次、15ページに入ります。「3.だれの指示により後援会費用は使われていたか。」この問題を一括して、16ページの中段ですね、一括して認定の採決を願います。討論はありますか。石坂委員 事実の経過につきましては、今まで、前段まで認定いたしましたとおり、時系列的には確認できるわけですが、ここにつきましては、先ほど林委員も述べましたように、後援会としては、穂苅会長、それから当時会計処理の事務を行っていた小林誠一事務局長、及び後援会側としては、内容を知らずに支出したものであり、それが適切であったかどうかという点で言いますと、ここで竹内委員も指摘をしておりますとおり、チェック機能もなく支出していたことは問題だと、それはそのとおりで不適切と思いますが。しかし内容を知らずに支出していたものである限り、知っているのは知事のみということで、公職選挙法が禁止している寄附行為を後援会自身が行ったということの断定はできないわけですので、この件については賛同できません。

小林委員長 ほか。討論を終局いたします。それでは採決に移ります。「だれの指示により後援会費用は使われていたか。」の事実認定であります。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。認定すべきものと決定いたしました。

次に進みます。16ページ、「4. 解明されていない問題点と『しなやか会』の会計処理について」、一括して採決を行いたいと思います。討論はありますか。

石坂委員 先ほど前段で申し上げましたけれども、この一連の問題は、後援会の費用負担の問題について、審議会の委員及び県職員との懇親会の費用を、公務であるものと私的な打ち合わせであるものの明確な区分けの基準が知事自身になかったというところから起こっている問題でありまして。そういう点で言いますと、すべてを知っているのは知事のみです。その同席しているメンバーはそれぞれ入れかわっておりまして、なおかつ後援会の役員、会計処理の担当者に至っては、全く中身を知らずに知事の請求によって支出をしていたという事実は、竹内委員のずっと詳しく今御説明いただきました時系列的な経過によっても、逆に確認できると思います。

そういうことになりますと、知事がこのような形で基準があいまいなまま行った審議会の委員あるいは県の職員との懇親会の費用や、ホテル等の費用について、公務であるかなしかの明確な基準や判断のないまま、その支出をした、知事自身が支出をしたすべてを後援会に請求していたかどうかというのは、これも知事のみしかわかりません。その点では残念ながらこれはしなやか会、知事後援会の後援会内部の打ち合わせ不十分と言いますか、そういう問題で、後援会の会計処理の問題が非常にルーズであったということは指摘をできると思いますが、それ以上の問題は、いつ、どこで、何の目的でというようなことは、例えば私たちにいたしましても、政治家の後援会が、その後援会の財政をどういうことに支出をしたのか、それが飲食を伴う懇親会であるのかどうかということを含めて、その日時、目的、参加人数などについての詳細を政治資金規正法や公職選挙法に基づく報告書で、詳細について報告が義務づけられているわけではありません。そういう点で言いますと、後援会の内部問題に立ち入ってはならない部分もあるというふうに思いまして。

私たちの結論から言いますと、山根証人の証言を先ほど竹内委員もお引きになりましたし、また醍醐証人の証言についても触れられましたけど、醍醐証人は「長野県」調査委員会の委員として、本来その後援会の役員もかかわる調査を行わなければならない立場として、第三者機関の委員としての立場を明確にしておくためには、県民から疑問を持たれることのないように、本来懇親会の費用、飲食費を後援会から負担してもらうつもりは本人には、醍醐証人にはなく、その点で負担してもらった事実そのものがなかったことにしてほしいというふうに証言をしております。私は、これはもっともな御意見と思います。

したがって、醍醐証人を含め、心ある圧倒的多数の審議会委員及び県の職員は、今日までにその費用をそのような立場から、県の職員につきましては公職選挙法、それから地方



公務員法、職員の服務規律などに抵触するおそれもあるということも含めて返還をしております。その意味で、現時点で後援会が中身を知っていて支出したのではない以上、山根証人もおっしゃっておりますように、結果としての結論的なこのお金の支出の性格は、立替金になっているというふうに思います。後援会の会計処理としては、これは後援会が御自身でお決めになることですが、私たちの見解としては、立替金として立替金の支出、立替金返還ということで、知事から請求があり払ったものについてのみ、後援会が修正報告を行うのが適当であるというふうに思います。以上のことが私たちの見解なんですけれども、よってこの件につきましては、認定には賛同できかねます。

小林委員長 討論を終局いたします。それでは採決に移ります。念のため申し上げますが、16ページから21ページの後段まででございます。「解明されていない問題点と『しなやか会』の会計処理について」の事実認定でございますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。決定をいたしました。

それでは次に進みます。21ページ、「5.『偽証』の認定について」、松林憲治証人の偽証認定についてであります。御意見、御質問ありますか。

石坂委員 竹内委員御提案とおり、これはいつでしたか、いったんその飲食の提供を受けた翌日に「ごちそうになりました」というメールを送っているという点では、非常に、今ずっと問題にされていることに対しまして、松林氏自身の認識、行動が非常にルーズであいまいであったということと、しかしその後、これは本人があとから請求が来るだろうということから、自分は払わなければならないものだということに気がつき、返還をしているということから言います、一貫したこの行動につきまして、本人自身の、松林証人自身の記憶と行動が非常にルーズであるという問題点は指摘せざるを得ませんが、偽証と断定するまでには至らないということで、賛同はできません。

林委員 偽証ということになりますと、当然具体的なそういう目的と意図を持って、この偽った証言をすることになるわけですから。今、石坂委員が指摘されたように、非常に松林氏自身のあいまいさというもの、そういう点は非常に強く思うわけでありまして。しかしながら、後援会が負担したということがわかった段階で返還をするということもあるわけですから、あえてこのことを私は偽証という認定をするには反対するものであります。

小林委員長 ほかに。討論を終局いたします。それでは採決に移ります。21ページの「偽証」の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。認定すべきものと決定いたしました。以上で竹内委員からの提案の

ありましたものについては、決定をいたしました。次に進みます、柳田委員。

柳田委員 先般、私の方で下水道事業に関する働き掛けに関して、1の問題でございますけれども、事実認定の申し入れをさせていただきまして、事実として委員会として認定が出てきたという形がございます。そのことを前提といたしますと、偽証の疑いというものが発生をしてきていると。田中知事の偽証というものが疑義として発生してきている中にありますので、1に関しては、いったんの終局というか終わりのものがあるわけなんですけれども、新たな状況の変化というものがございますので、ここで再度、知事の偽証というもの、1に関しての知事の偽証の問題を御提案させていただきまして、御議論、またその委員会として認定を賜りたいという願い出をさせていただきたいと思っておりますので、お取り扱い願いたいと思います。

小林委員長 ただいまの提案、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、柳田委員。

柳田委員 よろしく願いをしたいと思っております。県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項についての総括と位置づけさせていただきまして、申し上げさせていただきます。

1月26日の第27回当委員会において事実認定への申し入れの、「事実：11月25日の小林誠一氏が作成した『下水道公社改革案』がもとになり、12月25日の知事方針『下水道公社改革の方向』が作成されているという事実の認定を願い出る。」、「根拠：小林誠一氏の証言によると、平成14年11月25日に小林誠一氏によって『下水道公社改革案』という文書が作成されている。また、12月25日の知事方針『下水道公社改革の方向』が、『下水道公社改革案』と酷似している点。」が全員一致により認定と採択されました。この採択された事項について、田中康夫証人の偽証に関する疑義を検証した結果、以下のとおり報告いたします。

概要、平成14年11月25日付の「下水道公社改革案」の文書は小林誠一氏が作成した。その後、平成14年12月25日に田中知事は「下水道公社改革の方向」という知事方針を、田中邦治下水道公社専務理事、小市正英土木部長及び牛越徹土木部監理課長（3人とも当時の職名・以下同じ）に検討を指示した。その2つの文書は、小市正英土木部長らが部内で検討し、その後の下水道公社改革に向けての原案となり、入札制度等が変更となっていく。その2つの文書は酷似しており、小林誠一氏の証言により、小林誠一氏自身が作成されたと当委員会において証言されています。

違法性及びそれに類する疑義。偽証等に関する疑義。小林誠一氏は第15回当委員会の証人尋問の際、平成14年11月25日付の「下水道公社改革案」の文書及び、平成14年12月25日付の

「下水道公社改革の方向」の文書について、2つの文書を小林誠一証人が作成したと証言している。その文書に基づき田中康夫証人は指示をした。田中康夫証人は「下水道事業の改革ということは、これは土木部も含めた全庁的な共通認識でございましたから・・・」及び「下水道公社を改革するという点に関しては、全庁的に行っていたというのは、先ほど来申し上げているところであります。」と証言しているが、小市証人及び矢澤証人は、この文書によって指示された改革の方向は12月25日からスタートしたと証言している。したがって、田中康夫証人が「全庁的な共通認識であった」と証言していることに、偽証の疑義がある。

偽証等に関する疑義についての検証結果による判断。各証人の証言によれば、小市正英証人は「私どもは12月25日の指示を受け、それをスタートとして、知事からの方針のもとに検討してきている経過がある。」及び、「平成14年12月25日以前に、下水道公社改革に関する具体的な話は、知事からはなかった。」と証言している。また、矢澤久男証人は「12月25日以来、私とすれば無理難題な指示で苦労しただけで成果がなかったと思うが」と証言している。さらに、早川守証人は「『下水道公社改革の方向』という大きな命題が示された中で、その方向は青天のへきれきであると上司等から聞いており、なぜこの時期に急な改革と思ったり・・・」と証言している。以上の証言からして、12月25日の田中康夫証人が示した「下水道公社改革の方向」の文書によって土木部を中心に議論が始まったものと判断できる。よって、田中康夫証人が「全庁的な共通認識である」と証言していることは偽証であると判断できるものでございます。

つまりこの全庁的な取り組みというものがそれ以前よりあったわけではなくて、田中康夫証人が12月25日の時点で、ある意味で言うと無理難題な指示を出すことによって全庁的な取り組みというものを差し向けるといった行動になっていることの実態と証言の食い違いによる偽証であることを報告いたしまして、偽証認定を願い出るものであります。

小林委員長 ただいまの提案につきまして、この提案を議題とすることに対して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは御異議なしと認めます。ただいま柳田委員から提案されましたことにつきましては、違法性及び類似する疑義等ございますが、これらの精査、検討のために、これより30分間休憩をして、後に討論、採決に移りたいと思います。したがって再開は、11時15分に再開をいたしますので、それまで暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前10時46分

再開時刻 午前11時17分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。県民クラブ・公明の柳田委員から提案のあった、証人田中康夫さんの虚偽の陳述の件に対して、御発言等ございますか。

林委員 下水道公社の改革の問題で、柳田委員の方から田中康夫証人が全庁的な共通認識があったという部分が偽証に当たるという認定の提案でございますけれども。私はそれに当たらないのではないかと思います。というのは、小林誠一氏がこの百条委員会で証言しておりますとおり、この下水道公社の改革は、平成9年、県内の長野県メンテナンス業協会、7、8社が、当時の下水道公社の佐々木専務理事と当時の太田土木部長に面会を申し入れ、陳情をし、ぜひ公社の改革を行い、長野県内業者にこれを発注してほしいという陳情がもうその時点から始まっております。

さらには平成12年9月の県議会におきまして、土木委員会で光家土木部長がその回答書の中で「県の方針の転換について、これを変えていきたい」、こういう答弁もされております。さらには平成12年7月3日、土木委員会で風間辰一当時の議員が当時の光家土木部長に、「下水道公社の発注はあまりにも県外ばかりなので、もう少し県内に振り向けるべきだ」と強く言っている。それに対して、9月議会の土木委員会で光家部長が回答書を示して、「県の方針を県内優先に振りかえるように今後変えていきたい」、こういう答弁をされているわけです。だからそうした面を見ると、今、柳田委員が指摘された小市土木部長、あるいは何人かの方々の認識がそこに至っていないということも示されておりますけれども、長野県としての対応の方向としては、そういう流れもあったわけであります。

また時期的に言うのとあとになりますけれども、15年の9月県議会では、現在の県議会で全会一致でこの陳情書も採択していると、それは後の問題でありますけれども。それは全体のそうした県政の上に立って、下水道公社改革の流れがあった中でのこうした今日に至ってきたという点から見ると、これは田中知事がこうした共通認識だという認識を持ったとしても、それは長野県の下水道公社のあり方の一連の流れをひもといってみれば、私はそうした認識の問題は、個々の認識の違いはあったとしても、知事が認識を持ったというのも決して不思議ではないし、そのことは偽証には当たらないと思います。以上です。

毛利委員 私も柳田議員提案の偽証の問題について、発言させていただきますが。今まで、今、林議員の方から経過等については御指摘があったとおりであり、これはこの問題を当初認定するときに私も重ねて主張したところであります。それで、このような中で、平成14年12月25日付の「下水道公社改革の方向」という知事文書になるわけですが、11月25日に小林氏が提案したとされる文書の方向性と似ているということではありますが。知事の政策方向にこのようなことが反映されていても別に不思議はないわけで、知事がこの方向性がよいというふうに判断をすれば、それを採用して取り組むということがあってもいいわけです。これ

が小林さんに影響されて知事が独自に判断したものであって、全庁的な共通認識はなかったというのは、非常に的外れな言い分だというふうに思うわけでありませう。

また、確かにいろいろ政策を実践していく流れの中で、知事が全庁的な取り組みにしようということやっけていても、この改革が急激なものであって、なかなか受けとめる側の職員の中で、受けとめに不十分さや食い違い、不一致があつたりするということはまああるわけでありまして。そのことをもって、知事の証言は偽証だと認定するわけにはいかないということで、私どもはこの認定に反対であります。

高見澤委員 それぞれの委員から今お話がありましたけれども、まず一番大事なことは、今の2つの文書に基づいての田中康夫証人が指示をした件と、下水道公社改革の以前にやっけてきたのと、ちょっと問題が違いますので、これははっきりと分けていただきたいと思うわけがあります。というのは、一つは、今、11月25日の文書と12月25日の文書が酷似をしているということがまず一つありますが。その12月25日に出された文書に基づいて、田中康夫証人は指示をしたわけでありませう。その下水道事業の改革の問題については、先ほど来、柳田委員の御指摘がありましたとおり、各証人の3名、ほかにもありますが羅列してないようですが、特に小市証人なんかは、平成14年12月25日以前に下水道公社改革に関する具体的な話は、知事からはなかったというふうにもう証言をされているわけでありまして、まずその辺のところ全庁的ではないという、そういういった違いであります。その辺のところ、今回この証言に基づいてこれらが、今、柳田委員が提案されたものであろうと私も理解をしております。

清水委員 毛利委員のおっしゃった、確かに知事の証言の中に、これは私の発案、またはいわゆるその道の、業界の、いわゆる専門的な知識のある方から受けたレクチャーによって、私の意見としてここで発表させていただきたい、もしくはこれから私はこうに改革したいんだというならば、別にそれは確かに事実だろうと思つてはいますけれども、この段階で話をしているのは、既に全庁的な意識があるという言い方をしているんですけども、全庁的な意識は別になかった、これから始まっていくんですね。だから、これからスタートしたいんだというならば、それは別に問題ないんですが。あくまでももう全庁的な意識があつたんだという認識をしています。少なくとも、おっしゃるように認識の違いが一人か二人ならわかりませうが、土木部長とか下水道課長とか、当の人間が、一番肝心な人間が、これからスタートしたということを証言していますので、今までの認識としてなかったということだけは間違いない。これから始まったんだと。これから始まったとなぜ言わなかったか、やはりそこに問題があつたんじゃないか。ですからこれは偽証だというふうに思つてはいます。

柳田委員 その御指摘のあつた平成9年、あるいは光家発言というものも、確かにそういう

話はあったわけですし、事実をお話になられたというふうに思うんです。ただ、例えばその議会が陳情を採択したり、あるいは部長が発言をしたことをもって、全庁的取り組みとは言えないんだと思うんですね。部長がその方向で検討をしたい、しかしながら実際には検討を進めた経過というのはいないんですね。その前の年を思い出していただきたいと思います。平成13年、これ14年のところですけども、平成13年においても小林誠一氏というのは盛んにその話をしているんですね。求めているんです。そのことに対しても、一向に長野県というものに関して、あるいは下水道公社というものは、小林誠一氏の考えを受け入れる全庁的取り組みがあって、その中で反映される、あるいは議論のテーブルにのりということ、一切なかったんですね。このことが初めて、12月25日をスタート地点としてテーブルにのり、知事の指示が出ることによってすべての職員が行動を始めていくと、議論を始める、市町村を説得する、こういう作業に入っていくわけでありまして、という意味からして、高見澤、清水両委員がお話になられたここがまさに全庁的な取り組みに仕向けた原点でありまして、その前で光家さんがお話になったことも議会が陳情を採択したことも事実であります。これが全庁的な取り組みの証拠にはならないというふうに思いますし、この知事の偽証というものに関しては、皆さんの御理解をいただければというふうに思います。

小林委員長 以上で討論を終局いたします。それではお諮りをいたします。証人田中康夫さんは、去る9月26日の本委員会において証言を求めたところ、虚偽の陳述をしたと認定するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。以上の結果をもって、採択といたします。

この際、調査報告書について、お諮りをいたします。論点整理が一応今日の段階で終了いたしましたので、本委員会の調査報告書の作成にこれから入ってまいります。骨子案の作成に当たっては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤副委員長 今、異議なしの賛成をいただいたわけですが、その中で、今回、百条委員会を設置する経過の中で、当初、議会が正式に資料要求しては、考えられないような事実の記録が数多く出されました。今まで、今回2月県会を前にして8,000億円以上を超える予算を審議するわけですが、県民から付託されてこの審議をする中で、今まで出された理事者側、知事を筆頭とする理事者側から出された資料があまりにも抽象的で、提案理由が明確に、議会に対して、議会の求めるものになっていない。本当に正しく予算を審議している状況にないということが、前総務委員会から任されてこの百条委員会になされた経過の中にもあったわけですが、この最後の総括の中で、議会の責任とか、ここ

ら辺の部分のところにもこの際触れておく方がいいのではないかなと考えるわけでございますが。この点について、御意見がございましたらお聞きをさせていただいて、それでもし委員長の報告等々の中に入れさせていただければと思うところでございますが、いかがでございますでしょうか。

石坂委員 今、副委員長から御提案がありましたものも含めまして、骨子のすべてを正副委員長に一任したいと思いますので、個別のことを議論していくときりがないと思いますので、お任せいたします。

小林委員長 では、それらも含めて御一任をいただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定いたしました。

なお、骨子案の作成に当たりましては、論点整理された事項に十分配慮し進めてまいりますので、何とぞ委員各位の御協力をお願いしたいと存じます。

予定した協議事項は以上であります。この際、何か御発言がありますか。

(「なし」という声あり)

御発言がありませんので、以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午前11時30分